

期間：9月21日（金）～30日（日）

秋の全国交通安全運動

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ安全で安心な南幌町～

秋は、日没時間の急激な早まりとともに死亡事故が多発する時期です。
夕暮れ時の16時から20時までは魔の時間帯と言われています。歩行者は明るい服装や夜光反射材の着用、自転車・自動車の運転者は、早めのライト点灯で交通事故の未然防止に努めましょう。

【通学路での登校時街頭指導！】

各種団体や行政区・町内会の皆さんにご協力をいただき、期間中の登校時に児童・生徒への交通ルール・マナーの指導と町内を往来する通過車両に対し交通安全の呼びかけを行います。

皆さんのご協力をお願いします。

- 日時：9月21日（金）～28日（金）7時30分～8時15分
- 場所：通学路交差点



【みんなで呼びかけスピードダウン 9月21日（金）は旗の波！】

国道337号（南15線）を往来する車両に対してスピードダウン・交通安全の呼びかけを行います。皆さんのご参加をお願いします。

- 日時：9月21日（金）8時30分～（30分程度）
- 場所：中央公園前（国道337号歩道）



南幌町職員の給与と職員数

総務課総務G

南幌町の職員給与と職員数の概要をお知らせします。

職員の給与は、人事院勧告に基づいた「給料表」を適用し、議会の議決を経て条例で定められています。なお、詳しい内容は、町ホームページ及び情報コーナーで公表しています。

〈平成30年4月1日現在〉

◆職員数の推移

単位：人

	職員数			前年との比較		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
議会	3	3	3			
総務	27	26	25		Δ1	Δ1
税務	9	8	8		Δ1	
農水	9	10	10		1	
商工	2	2	3			1
土木	8	8	9			1
民生	15	15	15	1		
衛生	9	8	8		Δ1	
教育	13	13	13			
病院	28	30	30	Δ3	2	
下水道	2	2	2			
その他	6	6	6			
合計	131	131	132	Δ2	0	1

◆初任給

一般行政職のみ 単位：円

区分	南幌町職員	国家公務員
大学卒	179,200	179,200
短大卒	159,800	159,800
高校卒	147,100	147,100

◆退職手当の状況（勸奨・定年）

単位：月分

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
南幌町	24.58687	33.27075	47.70900	47.70900
国	24.58687	33.27075	47.70900	47.70900

◆特別職の給料の状況

単位：円

	町長	副町長	教育長
月額	754,000	623,000	571,000
期末手当	総支給額（年4.4月分）		

◆議員報酬の状況

単位：円

	議長	副議長	委員長	議員
月額	295,000	236,000	214,000	195,000
期末手当	総支給額（年4.4月分）			

◆平均給料額・平均年齢

一般行政職のみ 単位：円 歳

区分	平均給料月額	平均年齢歳月
南幌町	312,500	43.0

9月9日は 「救急の日」



毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」として、救急業務及び救急医療に対しての理解と認識を深めていただくとともに、全国各地で応急手当の講習会を中心とした救急に関する様々な行事が実施されています。

救命講習会を開催します

- 日時：9月9日(日) 9時～12時
- 場所：消防南幌支署
- 費用：無料
- 申込：9月7日(金)までに消防南幌支署救急救助係まで (☎378～2619)

病院照会について

自分で医療機関に行く際、祝日で当番病院が分からない時は下記のセンターで案内サービスを行っていますのでご利用ください。

- 救急情報案内センター ☎0120～20～8699
- 携帯電話からの場合 ☎011～221～8699
※一般電話と携帯電話では番号が異なります。
- 小児救急電話相談 ☎#8000 (19時～翌朝8時)

その119番は本当に必要ですか？

～救急車の適正な利用をお願いします～
大切な命を救う為に、救急車の適正な利用について、ぜひご理解とご協力をお願いします。
普段と様子が違うなど「緊急と判断した」「判断に迷う」時は、すぐに119番通報してください。

【お問い合わせ：南空知消防組合南幌支署救急救助係 (☎378～2619)】

「ペレットストーブ購入補助」を ご活用ください！

住宅等にペレットストーブを設置する場合に、その費用の一部を補助します。補助対象者等の詳細については、右のQRコードを参照ください。



- 募集件数 3件
- 募集期間 10月5日(金)まで
- お問い合わせ まちづくり課企画情報G

「児童扶養手当」についての 大切なお知らせ

平成30年8月分から、支給制限に関する所得の算定方法が変わります。

- ①「全部支給」の対象となる方の所得限度額を引き上げます。
- ②所得の算定にあたって控除の適用が拡大されます。

詳細は右のQRコードを参照ください。

- お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG



「働き方」が変わります

- ①時間外労働の上限規制 (月45時間、年360時間) が導入されます
＜施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～＞
- ②年次有給休暇の確実な取得 (毎年5日、時季を指定) が必要です
＜施行：2019年4月1日～＞
- ③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差 (基本給や賞与など) が禁止されます
＜施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年1月～＞
※詳細は北海道労働局ホームページ (右のQRコード) を参照ください。

